

授業料免除基準

1. 免除対象者（申請者）

- (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
 - (2) 授業料の納期前6月以内（新入学者は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け授業料の納付が困難と認められる場合
 - (3) (1)又は(2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合
 - (4) 日本学生支援機構が実施する給付型奨学金の対象者（2019年度以前入学者のみ）
- (注) 原級にとどまっている者、修業年限を超えた者は授業料の免除はしません。

2. 選考方法及び免除の種類

- (1) 授業料免除の選考は、富山大学教育・学生支援機構学生支援センターにおいて、富山大学授業料免除者選考基準に基づき、学力基準と家計基準のいずれにも該当する者（免除対象者）から選考し、免除の可否を通知します。
- (2) 免除許可者は、納付すべき授業料年額半期分の全額又は一部を免除します。

3. 選考基準の概略

(1) 学力基準

平均値と右表の標準修得単位数がともに基準に該当すること

区 分	旧評定値	新評定値
学 部	平均値 2.0	平均値 2.1
修士・博士前期・専門職学位課程	平均値 2.2	平均値 2.4
博 士 ・ 博 士 後 期 課 程	平均値 2.2	平均値 2.4

(注) 新評定値については、今後も調査を継続し、見直す場合があります。

新旧評定値区分の定義

区 分	対 象 者
旧評定値	・平成27年度以前入学者 ・平成28年度2,3年次編入学者 ・平成29年度3年次編入学者
新評定値	・平成28年度以降入学者 ただし、平成28年度2,3年次編入学者及び平成29年度3年次編入学者を除く

平均値計算方法

旧評定値	$\frac{(\text{優単位数} \times 3) + (\text{良単位数} \times 2) + (\text{可単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}}$ ※小数第二位で切捨
新評定値	$\frac{(\text{秀単位数} \times 4) + (\text{優単位数} \times 3) + (\text{良単位数} \times 2) + (\text{可単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}}$ ※小数第二位で切捨